



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	エヴァン・ルアード「現代国際体系における戦争と平和」 Evan Luard, Conflict and Peace in the Modern International System, Little, Brown and Company 1968,viii,343 pp.
Author(s)	吉川, 宏; YOSHIKAWA, Hiroshi
Citation	北大法学論集, 19(4), 88-107
Issue Date	1969-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16117
Type	departmental bulletin paper
File Information	19(4)_p88-107.pdf



エヴァン・ルアード

「現代国際体系における戦争と平和」

Evan Luard, *Conflict and Peace in the Modern International System*, Little, Brown and Company 1968, vii, 343 pp.

吉川 宏

一

国際社会の無政府的性格は、従来とも学問的に論議されたり、また国際世論において屢々慨嘆されてきた。確に、国際社会には紛争を公に定められたルールにしたがって解決することが、まだ十分に制度化されていない。だがこの社会にも、最小限の秩序維持のための約束ごとは存しているのである。したがって、武力行使が正当化されているとはいえず、国家の行動が、諸国家によって是認された、なにがしかのルールや原則にしたがっていることも事実である。それでは、諸国家によって是認され、実際に守られるルールや原則はいかにして発見されあるいは確立されるであ

ろうか。またこのことを学問的に研究する場合に、いかなる研究方法が要求されるであろうか。

これまでも、国際社会の無政府状態の止揚をめざす、多くの構想や計画が提示されてきた。だがそれらは目標にいたるルートを精密にしることができなかった。本書の著者は、そのもつとも失敗のないルートは、「実際にネーションが行動する仕方の注意深い検討」によって発見されると主張する。したがって、著者によれば、戦争と平和の問題の考究にとって重要なのは、ネーションの心理と社会的習慣の研究である。この従来殆ど無視されてきた分野を明らかにすることなしには、ネーションの自己破壊的衝

動を和らげようとする多くの努力は、その目的を達することができないであろう、と著者は考えるのである。(pp.312-13)

右のような問題意識をもって、著者は現代におけるネーションの行動 (Behavior) を検討しようとする。その際にとられる方法は、「純粹に経験論的アプローチ」であり、そして本書は、このようなアプローチにもとづいた国際関係概論を供することを試みるものである。

著者はオクスフォードの聖アントニーズ・カレッジに所属し、著書として本書の他に「平和と世論」(一九六二年)がある。

二一

本書は本論が十二章と付録四篇とからなっている。十二章の表題をまとめて掲げると、第一章 諸体系、第二章 動機、第三章 侵略、第四章 国境、第五章 植民地、第六章 内戦、第七章 軍備管理、第八章 軍縮、第九章 権威、第十章 法、第十一章 世論、第十二章 平和、以上である。これをさらに内容的にみると、初めの二章では国際体系の分析方法が展開され、第三章から第六章までが現代の戦争についての考察、そして第七章以下が平和獲得のための諸方策・構想についての検討である。表題からみる限りでは、本書の構成はいたって概論風であるが、内容はおよ

そ啓蒙的、解説的な記述をこえている。

第一章「体系」^{システム}は次の言葉で始まっている。「国家間の武力闘争」^{コンフリクト}の研究において、最初に考察するべきものは、関係がそのなかで結ばれる体系である。」「(p.1) 個人間の関係と丁度同じように、諸国家間の関係はそれ自体諸国家の体系の慣行と慣習によって影響されている。このような体系については、まずその類型が、古代中国の春秋戦国時代の体系を初めとして、歴史上の諸体系について考察される。その場合、各体系において考察されるべき「主要因」として、包摂されている単位の類型、単位間の接触の頻度と性格、互いに相手に向けられる目標、目標達成のための手段、および諸単位によって設立される共通の制度があげられる。これらの主要因のうち、包摂される単位を除く四つのものについては、特に各々節を設けて検討している。これらについて紹介する余裕はないが、本書の全体を知る上で、著者が「現代の体系」(modern system) をどう捉えているかを明らかにすることは是非必要なことなので、これを要約してみることにしたい。

現代の体系は一九一八年(この時にはまだ完全ではないが)以降に始まる。一九世紀の国際社会の大きさが、二〇から四〇の国家からなる国際親交団^{コンティネンタル・システム}であったのに対し、現代のそれは全主権国家を含むものである。そこでは構成単位を引き離している距離(

国際体系を連結しているコミュニケーションの第一の要因)が短縮され、また人や物の流動性は多大に増加した。殊に、一九四五年以降には全く新しいタイプの体系が明らかとなった。ここでは二、三の超大国へ権力が集中し、また世界の縮小に伴い、大国も小国も攻撃容易となり、相互依存的となっている。地理的遠隔がもっていた重要な意味の喪失は軍事技術に映し出されている。その最も重要な変化は、兵器の破壊力の増大ではなく、その破壊力を運搬する新しい能力である。もう一つの主要な変化は諸国間の経済的較差に対応する軍事ギャップの広がりである。先進国といえども、高度の技術をこらした最新兵器については超大国に依存している。

距離短縮のもう一つの効果はイデオロギー競争に現われている。距離の短縮によって、他の政府の政治形態が精神的および略的によその政府の関心をより直接的に引きつけるようになっていく。典型的な戦争は、敵対するイデオロギー的党派間の内戦である。かくて、戦略的利益と同様、政治的忠誠によって諸民族は結果するようになっていく。

また一般的な傾向として、大陸の規模の統合、さらに貿易、開発援助などの分野では、大陸間の統合が進んでいる。後者の場合大陸間に存する経済ギャップから、増大する統合から時には不和

が生じ、「相互に作用している大陸や地域の体系は、相互作用するイデオロギーとネーションの体系に重ねられるようになっていく。」そうして、このように二重、三重に対立が重ね合わされた体系においては、重大な武力闘争や紛争は、超大国の重力場あるいはイデオロギーや大陸の重力場の間に落ちこんでいる境界地域で発生するのである。それは各競争国が当該地域を確保しようとするためというよりは、むしろ他国によって確保されるのを拒もうとするために発生するのである。」(pp.119)

さて、国際社会を規定する諸要因のうち、著者が、国際体系の性格を決定づける最も基本的な要因としてあげるのは、目標(goal)である。コミュニケーション、目標達成のための手段、および制度は、ただそれらが目標に影響を与える限りにおいて影響力をもちうるのである。そこで、いかなる体系の場合にも、最終的に支配的な要因となるのは動機であり、「支配的な動機を考察することなしに、体系を分析することは無益である。」(pp.18, 28)

第二章「動機」は、国家の動機についての考察から始まる。ここではまず、国家の動機に影響するものが検討される。国家の動機は、第一に長期の目標(生存、安全、独立、地位など)と短期の目標(現存の状況に対応し、当面の特定問題を解決することなど)によって影響をうけている。その他、過去にとられた政策の

伝統、支配グループや官吏の政治的共感や個人的性格などもこれに影響する。したがって、国家の行動のすべてを単一の支配的な動機づけや目的——例えば、国家の拡大、侵略的衝動あるいは経済的自己利益など——に帰着させようとする理論は、誤解に導くものである。国家の動機は高度に合成的なものであって、それは国により、また時代によって異なるし、さらに諸国家の経験や歴史、およびそれら自身が当面している状況によって異なるであろう。なかならず、その社会的環境、すなわち国際社会とその制度によって影響されるであろう。したがって、個人の場合も国家の場合も、「重要な問題は、人間あるいは共同社会の『本質的』性格を発見することではなくて、その住んでいる社会が、人間や共同社会のなかで誘発している『潜在的』性質を知ることである」(p. 36)。

ところで、国家の動機づけあるいは目的について語ることは一つの単純化である。動機は一国民の間で一致しているものではない。そこで「国家内の個々人の動機」が問題にされなければならない。この問題について、著者は、「外交政策の決定が、国家の枠のなかで、他国との相互作用を通じて行なわれ、支配的なのは国民的希求と利益であって、個人や政党のそれではない」とする。(p. 36) じつるところ、国家内の個人の動機に影響する主要

因は、国民が置かれている刺激状況であり、国内的要因はこれに對し重要ではない。個人間で、いろいろ違った人間が相応した状況に對し一般に類似の仕方では反応するように、ネーションも、類似の国民的狀況において屢々同様の行動をとる。ただ、ここで重要なことは、ネーション内の場合とは異なって、ネーションの状況や役割についての一般的觀念は、他国で広く行きわたっている期待と大いに異なるかもしれぬということである。したがって、諸国民間には屢々「期待の衝突」(Conflict or clash of expectation)が生じうる。この期待の衝突という概念は、国際紛争についての著者の研究で基本概念となっているものである。期待の衝突は武力闘争を刺激するものとして考えられており、他方平和は期待の調和のなかに見出されようとしている。

著者に従えば、あらゆる社会秩序は、究極的に期待——社会内で広くいきわたっている關係に對する成員の期待——に基づいている。共同社会内の場合には、必要とされる期待が、子供の時からすべての成員の間で教え込まれ、共同社会の社会化の作用——両親による躾、教育、マス・メディアおよび世論——が、社会を通じ調和した期待のパターンを維持しうる。これに對し、共同社会間の關係には、そのような調和した期待のパターンがなお存在していない。そして、なんらかの共通に期待された關係構造の欠

如は気まぐれや暴力によって律された相互作用を生じさせるであろう。したがって、共同社会間の場合にも、共通に期待された関係パターンを教え込む社会化の作用のみが、調和した相互作用のための基礎を造りうるといえるのである。

社会化の作用の範囲は、無意識的な条件づけから物理的強制にまでわたる広いものである。そして、個人の動因ドットと衝動とをコントロールするのに、最も充分なその形態は、「最小限の強制でもってわずかの抑制を徐々に教え込むこと」である。このような目的をもって、社会は、慣習、慣行、道徳、および法を用いる。そしてこれらの社会的規約(code)のおおのよによって、種々の度合いの精密さと説得力のある行為規範が造り出されるのである。規範の効力は、所与のタイプの状況において、特定タイプの反応が求められる集団構成員の心に、期待を組み立てることである。だから、行為規範は、他の源から出ている動機、生得的動因、過去の経験、その他を変えるようになる。それは、行動の規則性(regularities)をたてることによって、行為を規制するルールを確立する。不安と非予測性を減ずることによって、ルールは、個々の構成員にとって調和的かつ均衡のとれた生活に不可欠な安定を与えるものである。

以上のように、共同社会間の関係にも、期待のパターンの形成

が必要であるが、これを考えるに当たっては、いかなるタイプの規範が国際社会の場合に、最も通用しやすいかを検討する必要がある。この「国家間の規範」についての著者の考えは、国際社会の規範は、国際社会の、社会としての、原初的人格に見合ったものでなければならぬということである。「良い秩序の条件は、権威の強制的要求に構成員が服することではなくて、是認された行為規範に対する彼らの信従である。必要なのは行動の規則性であって、その規制ではない。」(p. 6) 国際社会には、国家の法典のように、構成員の行為の細部まで規制するような、全包括的権威あるいは法は、必要でないし求められてもいない。必要なのはただ、国家間の平和的共存の諸条件を造り出すのに十分な相互作用の原則であって、政治原則や道徳的掟のように、さまざまな評価を生み出すような問題についての共通の態度ではない。国際社会が必要としている唯一の要素は、国家間の安全に対する共通の関心である。

以上で最初の二つの章の紹介を終える。これらの章は、「体系」についての著者の方法論の性格を明らかにしている。著者の体系分析は歴史上の国際体系の考察から出発している。このように本書が帰納的に進むうとして、ことさらに、本著は、演繹的に進む国際体系論が屢々落ち入る欠陥、すなわち検証困難な仮説を生み

出すという欠陥から免れている。ところで、第一章における体系の主要因についての考察は、主要因の一つにあげられている国際体系の構成単位自体検討を、その他の主要因のように詳細にすることをしない。本書全体についても、国家の政治・経済構造の変化が、国際社会の動きにどのように影響するかは論じられていない。体系の単位としての国家は、秩序系の維持にとって問題のある行動を起こす単位として扱われるにすぎない。本書の体系論は、秩序や安定への志向において、ナショナルな行動を捉え、そしてネーションを規範の前にたたせようとする。このような視角は戦争の分析を制約せざるをえないのである。

三

第三章から第六章までの四つの章では、現代国際体系におけるコンフリクトが、四つの範疇にわけて考察される。これらの章では、各主題（侵略、国境、植民地、内戦）について、それぞれ、現代国際関係におけるその態様、あるいはその原因、国際法におけるその扱い方、および国際機構におけるその扱い方が検討される。武力闘争を考察するにあたって、著者は、その経験論的方法に基づいて、各武力闘争のリストを作成し、このリストにあがった事実が示すところのものとして、それぞれについて一定の結論を提

示している。ここでは、著者が現代の武力闘争についてえた結論、特にそれぞれの武力闘争の特徴や全体としての傾向についてのどのように捉えたかを中心に紹介することとする。

まず、「侵略」の章では、国境をめぐる限定的武力闘争、植民地戦争および内戦を除いた対外戦争（external war）が考察される。

著者は、一八六五年以降の百年間を、二五年毎に区切り、各四期間に起った対外戦争のリストを示し、これらのリストが次のような事実を明らかにしていると述べている。（pp.62-7）

- (一) 対外戦争の範疇に含まれる戦争の数は継続して減少していること。一世紀前の二五年間に二二であったものが、それに続く各期間には、それぞれ、一六、一五、九と顕著な減り方をみせている。(二) 平均した戦争の規模と長さが減退した。(このことは内戦のような他の範疇に属する戦争についてはいえないが)。(三) 戦争の目的が変わった。対外戦争は、領土的動機よりもむしろ強制的あるいは民族再統一の動機で起こることがますます多くなった。(四) その勃発地域の中心が、ヨーロッパからアジア、アフリカおよびラテン・アメリカへ移った。(五) 多くの戦争は、特に一九四五年以降、政府による膨脹あるいは侵略の計画的政策の結果であるよりも、特定の事件や紛争から生じているように思われる。(六) 過去にいわれてきた、戦争の動機づけを一般化した理論

のあるものは、支持されがたい。経済的要因が戦争の原因に顕著な影響をもつという証拠はなんら存しないし、またある特定の種類の政体が他のものよりも軍事攻撃を企て易いというなんらの証拠もない。(4) 過去一世紀間の戦争は、主権あるいは国家に対する忠誠が、なんらかの理由で、稀薄あるいは曖昧な地域でますます発生した。

現代の世界においては、民族運動の成長、民族自決主義の一般の承認、近代的軍備の普及、およびあらゆる地域における国境の画定がみられる。これにつれて、新たな領土獲得はその正当化がいよいよ容易でなくなり、領土は獲得するにますます困難となった。他方、今世紀になって、民族の欲求と要求はますますイデオロギーの欲求と要求におき代えられるようになった。著者は侵略戦争の動機づけを、拡張型、領土回復型、戦略型、および強制型にわけて考察し、その結論として、第二次大戦後の世界では、拡張型の範疇に入れられるいかなる行動もなかったとしてゐる。

対外戦争が減少しているのに対し、国境をめぐる限定的武力闘争の数は顕著であるし、また減少よりも増加の傾向がみられる。民族自決主義の進展や植民地帝国の解体は多くの新興国を生み出したが、その殆どは、人種、言語、文化によってではなく、また民

族的自己決定によってではなく、以前にあった植民地体制の境界によってその領域を定められた。しかも民族にとって国境が高度の象徴的かつ心理的な重要性をもつにいたったことから、小さな侵犯あるいは要求でさえ非常に激しい熱情を喚起する。ここでは、期待の衝突がもっとも鋭い形で生ずるのである。かくて、国境についての小さくかつ国の生存にかかわることのないような事件が、より重要な利益(関税、移民および投資)に関する差別によって、決してなされないような仕方では、紛争当事国双方の全戦力の動員に導くに充分なものとなっている。かかる状況は、国境紛争をかつて以上に重大なものにしているのである。

さて、植民地は、多年にわたり国際関係において重要でしかも一般に不安定化の影響を及ぼしてきた。著者は、戦間期と戦後期に植民地(委任統治領を含む)で起こった主要な武力闘争一九をあげ、両時期の闘争にみられる相違を明らかにしている。(p. 122-123) 両時期の武力闘争の間にみられる最も明白な違いは、まず、戦間期には反乱や反逆がきわめて稀にしか成功しなかったのに対し、戦後期の運動は、一般に、よりよく組織され、武装され、また前の時期より一般に支持されていた。第二の違いは、反植民地闘争に対する外部の世界の態度における違いである。第二次大戦後に、ナショナリズムは、その力が、深い信念によるのみならず、

全世界で優勢な意見によって正当と認められていると感じ始めた。第三に、戦後期においては、民族運動がより確信に満ちているのみならず、より強力である。そして、植民地は、内的にも外的にも、現代世界における武力闘争の最も一般的な原因の一つを明らかに代表している。植民地闘争の分析を通じ、著者が到達した結論の第一は、次のことである。すなわち、「いかなる憲法体制も、これによって一人種が、劣悪な政治的あるいはその他の権利を享受しているにすぎないよそのより大きな人口、あるいは本国に隣接しない遠隔の地域の民族に対し、権力を行使するものは、早晚武力闘争と暴力に導くことになるであろう。」(p.133)

最後に、現在の世界で最も問題の多い内戦 (CIVIL WAR) が考察される。著者は、内戦の起こった国と年、その結末、外からの干渉の四項目を調べた表を提示している。著者によれば、現代の世界で、数の上で大きくしかも増大している武力闘争は、その起源において国内的——独立のための被支配民族の運動か内戦の結果——である。しかも、最近においては、どこかで内紛が起こるとこれに巻き込まれている者に対する人員、物資あるいは金銭の援助が、国際的軍事行動のすべての類型のうちで、おそらく最も普通のものとなっている。このような対外干渉の増大を、著者は、現代世界が単一の相関的な国際政治社会となったことの当然の結果とみる。

政治的・経済的な関係の緊密化と近隣諸国領内の政治事件に対する関心の増大の結果、いかなる内紛も、世界のどこで起ころうが、より広域的戦いの一部分となった。そして、イデオロギー的拡大がますます普遍的目的となり、またあからさまの侵略が国際的に大きな信用失墜を招く危険なものとなるにつれ、一国内の反乱分子への援助は、国家政策の魅力的な道具以上のもとなった。

それでは、過去二〇年間に起こった内戦はどのような特徴をもっているか。まず外との関係で、それは、各国で支配的となるかもしれない政治体系にかかわるもの (中国、ギリシャ、ベトナムなど) と、承認されている体系内で権力を行使すべき特定の政府に關係するもの (コロンビア、レバノン、コンゴなど) にわかれる。

次に、多くの内戦は、既存の政府の代表的性格が疑われて当然の理由のある地域で起こった。第三に、武力闘争の激化と持続は、武力闘争の範疇の一つあるいはいくつかのものに紛争が落ち入るかどうかよりも、どれだけ闘争している双方が外部の権力と結合しあるいは積極的に支援されるかにかかっている。第四に、現代世界における内戦は、低生活水準で安定した政治制度のない、あまり開発の進んでいない国で起こっている。そして、国外の内戦を励ますことで最も積極的な国は、その過激の政府が革命によ

って樹立されたばかりで、特に、敵意のある近隣諸国によって囲まれていた場合である。第五に、一方の外部権力あるいは同盟がこの種の闘争に巻き込まれた場合、他方は殆どきまってその後を追うことになる。(pp.131-6)

ナショナルというよりは、イデオロギー的帝国主義の時代を特徴とする現代においては、「古い型の国民戦争が全く止むといった状況は到来するかもしれないが、そこでは変化しない国境の内部で、^{ユニバーサル}世界的内戦が、多国民的政治信条の間で行なわれるであろう。」(p.146)

以上の紹介からも窺われるように、著者は、現代、特に第二次大戦後の時期に、武力闘争の性格と目的が根本的に変化したと観察しているのである。このような変化はさらに次の三点に要約されている。一、語の古典的意味における侵略は、今日、国際活動において殆ど消滅した形態である。二、侵略型の活動は、世界が吸い込まれている闘争の種類に今や無関係である。今日、世界はますます、対立するイデオロギーと政治信条間の闘争の場となっている。三、このように国家の欲求が直接的支配よりも間接的支配（他国民の忠誠心獲得）にますます向けられるにつれ、目標実現のための手段が全く変化してきている。すなわち、核兵器、戦車、銃砲などの粗野な兵器の使用は、普通には魅力ある政策手段

ではなくなっている。(pp.186-87)

以上、本書における現代の武力闘争についての考察を紹介してきたが、これらの考察を通じ、著者は、秩序維持のために必要とされる行動の規則性の問題を一貫して追究している。著者は、武力闘争の重大な原因の一つが、争点となる主権、権利、国境などに関する規範の曖昧さや不確実さにあると考える。これは期待の衝突を生み出し、武力闘争を刺激するものである。したがって、異なった期待が生み出すそのような危険を減ずるためには、争いの元となる事柄に関し、平時に、より正確な規定をしておくことが屢々必要である。(pp.85, 113) また、国際的規約が犯された場合に、「回復さるべき規範」が、国際的機関によって確立されていたら、何が期待さるべきかに関する違いは、減らされることになるし、さらに、違犯行為が明確に捉えられるようになることによつて、国際世論も、そのような行為に対し影響力を揮いうるのである。かくて、武力闘争の阻止、さらには勃発した武力闘争の拡大の阻止のため、侵略、国境などに関し、予め国際的原則が明示されていることの必要性を強調し、そのような諸原則を著者は具体的に提示している。

このような原則とともに、その必要性が強調されるのは、「原則を実施するのに必要な手段を提供する手続」である。国際秩序

は、力による現状変更の禁止に依拠しているけれども、それはただ、他の手続による変更が得られる場合にのみ、獲得されうるものである。著者は、各武力闘争に関し、紛争解決のための手続について考察しているが、一例を示せば、対外戦争に関しては、国連での「討議」、当事国間および当事国との「コミュニケーション」、国連事務総長などによる「調停」、現場の「検証」、「調査」、「安定」、および国際司法裁判所による法律問題の「裁定」をあげている。

国際的原則と手続は、国家間に期待される関係のパターンの基礎を与えることを目指すものである。「もし、承認された行動原則、承認された解決の手続がしっかり確立されたら、それらは、政府と公衆の間に、広くゆきわたる期待を徐々に形作るのに役立つ。また武力闘争に対する措置にも影響を及ぼすのである。」(p. 91)

現代における国家間の相互作用に現われている、目的における変化から、著者は、現代の武力闘争の性格を明らかにしてきたわけであるが、総じて著者の観察は楽観的であるといえる。このことは特に核戦争の危険に対する見方において明らかである。(cf. p. 214-15) このような楽観的とみえる観察は、検証された事実として首肯させるものも多いが、戦争についての分析方法から考え

るとき、これには問題がないわけではない。その最も基本的な問題は、著者におけるコンフリクトの把握方にあると思われる。この点については本稿の最後に若干触れようと思うので、ここでは次の点だけ指摘しておこう。著者の場合、戦争は「コンフリクトが現象的な武力闘争として捉えられ、しかもそれが「期待の衝突」という心理的な次元でしか問題にされていないことである。もっとも、コンフリクトが国家によって追求される目標の対立によって生ずることが述べられている以上、それが利害の対立と全く関係なしに考察されているわけではない。だが、戦争の原因が意図の次元で問題にされ、特定の型の状況の発生あるいは長期の条件と戦争勃発との間の直接の因果関係が否定されることから、戦争の分析は現象的な武力闘争に集約される。この結果、政治的、経済的な矛盾・対立の集積と戦争の勃発との関係は視野の外に置かれてしまう。この関係が無視された場合、そのような分析に最も不満が残るのは、二つの世界大戦である。例えば、第二次大戦については、著者の分析からすれば、ただドイツなどの諸国の動機づけが、領土回復型や戦略型などに対比されるものとしての、拡張型に属するということが、明らかになるにすぎない。もう一歩進んで、このような動機づけは、いかなる内的および外的な原因によるかということは、およそここでは問題にならない。経済的

要因や政体と戦争との因果関係についての著者の検証は、このような分析方法の枠のなかに押し込められた結論でしかないであろう。

四

現代の戦争についての考察に続いて、第七章以下の章では、平和獲得のための諸方策について検討される。これらの章における敘述は、概ね、平和や安全のために提出されている諸方策に内在する諸問題の指摘やそれらに対する批判にあてられている。現実にはネーションがとっている行動やその心理をふまえたうえでの発言であるから、その批判は犀利であり、平和のための構想や方策に含まれている弱点や欠陥を鋭く剔抉している。

第七章「軍備管理」では、まず勢力均衡と集団安全保障が考察され、次いで現代の軍備管理などが検討される。著者は、勢力均衡体制も集団安全保障体制もこれまで成功的であったとはいえないという評価を下している。勢力均衡については、それはそれ自体のために追求されたことが殆どないのであり、通常各国は自国のために最大限可能な権力を追求する。しかも、危機状況で諸国民が均衡を顧慮することによって決定的に影響されることはないし、またすべての列強、すべての同盟、すべての状況に適用

しうるところの、信頼可能な均衡を作るとは非常に困難である。また「均衡状態だけが平和を保障するという証拠はなんら存しない。」その他、その機能条件の検討からも、勢力均衡体制はたとえそれが諸国家の自意識のかつ一貫した政策となっても、平和を得るのに有効的たりえそうもない、と著者は結論する。さらに、今日最も普通な戦争のタイプに則していえば、いずれかの国あるいは同盟に利用可能な力が、一部政治的要因に依存して、前もって正確に測定しえぬものであり、したがってまた効果的に均衡あるいは抑止されえないことから、勢力均衡あるいは抑止の体制は効果的に働かえないのである。それらの働きにとってパランスの正確な予測は肝要なものであるが、ゲリラ兵力と最新の科学兵器との均衡を計ることはおよそ困難である。

次に、集団安全保障体制についていえば、これは第一次大戦の末期から計画され始めた「新しい型の均衡」であり、侵略政策をとろうとする国を力の圧倒的な優勢によって抑止しようとする体制として考案されている。この体制は、同盟や忠誠に関係なく、侵略者と思われる国に対してすべての国が統一するという「弾力的」な体制であることによって、効果的に働きるものである。

だが、集団安全保障体制は、かつて一度も弾力的体制として効果的に働いたことがないのである。そしてこの事実から、それは

決定的に弱められている、と著者は断定する。その効果的な働きを妨げる困難は二つある。この体制は決定的なまでに「侵略者」と認められた国に対し全構成国の集団的措置の行なわれることが信じられるということに依拠している。しかし、(一) いかなる紛争の場合にも、誰が侵略者であるかを疑問なく決めることは、理論で仮定されているように容易でなかったし、(二) 侵略者が決ったとしても、世界の遠隔地での紛争に対し、構成国による統一行動がとられるとは殆ど考えられない。

以上のように、勢力均衡・集団安全保障の体制が、平和維持のために有効な手段でないことを検討した後、著者は、それらの有効性を妨げるナショナルな行動様式を次のように要約している。

第一に、国家行動および同盟はいかなる場合にも一つの特定の国民的關係（例えば、特定国との直接的敵対關係）によって支配される傾向がある。このことから、正確な勢力均衡あるいは潜在的な敵に対する力の優位の組織化が、普通は実際上不可能であるという結論がでてくる。次に、力の均衡あるいは優位の確立はイデオロギー的共感によって阻止されることがある。第三に、勢力均衡や集団安全保障体制におけるように、力の平等あるいは優位のどちらによるにせよ、抑止政策は、いかなる場合にも、根柢をなす不平を癒やそうとする試みが伴わねば、成功しそうもない。

(pp. 175-16)

勢力均衡体制の失敗や集団安全保障体制の確立が実行不能とわかった結果、第二次大戦後、武力闘争の危険を極小化しようとする方法で、権力を廃棄することなしに権力の配分を管理することの可能性を探ることが関心をよぶようになった。すなわち現代の軍備管理の方法の登場である。著者は現代の軍備管理の方法を、その機能によって、次のように分類している。以下の文中、括弧内は個々の方法を示す。安定化（命令組織あるいは通信体系の改良、核拡散禁止協定など）、信頼形成（意図に関する声明、相互監視協定など）、コミュニケーション（頂上会談など）、検証（大使官付武官の交換、相互空中査察など）、均勢（均衡創出のために特定武器を一方的に削減することなど）、兵力引き離し（特定地域における兵力水準削減の協定など）。

軍備管理の右のような方法を組み合すことによって、現在の軍事的対立における不確かさを減少させようといった利点のあることを認めて、著者は、軍備管理を達成しようとする試みの価値を否定しはしない。だが、それが高度の有効性をもつものとはみない。それは次のような理由からである。すなわち、今日の世界で最も普通のものとなっている戦争のタイプ、また最もありそうな戦争のタイプに対する適合性において、現代の軍備管理には問題

がある。次に、國際緊張が弱い時期には困難なく進められ、維持される軍備管理の諸方法が、危機的状况においては、直ちに捨てられてしまふし、また根本の思考法や動機づけに影響しえない。このことは軍備管理の弱点のうち最も根本的なものである。

軍事力の抑制とか管理というように、戦争の手段の面から、國際秩序構築の方法を追求してゆくと、そのより根本的な方法として、軍備の全面的あるいは実質的な廃止の問題が浮び上つてくる。このような方法の根柢には、もし武力闘争を起こす手段が現在よりも削減されれば、武力闘争自体が除去されるという考えが横たわっている。だが、武力をとり上げるには明白な困難が伴うものである。著者はこのような困難をこそ強調する。諸国民から武力をとり上げるためには、諸国民の権力の平等の保証、武力廃棄の回避を封ずることについての保障、および正義維持のための公的統制の保障が必要である。しかしこれらの条件を得ることが容易でないことは、従来証明されてきたことである。軍縮達成の困難、これに内在する問題点について、著者はこれまでの軍縮交渉と軍縮協定について検討している。

まず、軍縮の試みにまつわる困難については、次の三点があげられている。第一に、「安全保障の問題」がある。軍縮交渉は國民国家あるいは同盟の代表によって行なわれるのであるから、軍

縮の究極の基準となるのは、不可避的に國民国家あるいは同盟の利益と目的である。軍縮が殆どの国によって望ましいと考えられる(ただしただ自己の利益に照らして)一方、安全保障はすべての国にとって不可欠のものとして現われる。そして、安全保障についての種々の受け取り方は、軍縮の水準についてのどのような同意の成立も妨げてしまふのである。次に「弾力性の問題」がある。これは権力構造における変化によって提起される特殊な問題である。軍縮について、先進大國間に受け容れられ、保持されようとする状態が、先進大國に追いつこうとする国(secondary)による、権力平等の主張によつて、常に挑戦されざるをえないという問題がある。第三は「管理の問題」である。これはいづれの国による解決が、軍縮協定の妥結に等しく決定的となりうるかの問題である。軍縮を有効に管理するには、管理のためのなんらかの強制機関を必要とするが、諸国はこのような強制機関に対して忠誠心の欠如と疑惑を示すのである。

結論として、軍縮と軍備管理に關し結ばれた協定は、ただ権力に対し最小限に近い制限を与えたのであつて、一般に二・三の大國間のみ行なわれ、いかなる實際的削減も行なうものでなかつた。しかもかかる協定は、主に、國家間の緊張の相對的緩和期に妥結した。

以上のように、軍備の削減や廃止の困難なことを検証した後、著者は、軍縮による平和という発想の根本的な問題を剔抉している。国際紛争を武力によって解決しようとする習慣の原因となっているのは、武力の使用可能性なのではない、と著者は主張する。

「戦争を作り出しているのは武器なのではない。武器を作り出しているのが戦争である。」軍備の水準は、原因よりも結果であり、自律的要因であるよりも他の分野における発展の症候であり、不和や恐怖の創造者であるよりもそれらの最終結果である。このことからいえることは、軍備廃止による平和獲得の試みが、原因よりもむしろ症候に向けられているという、基本的な誤りを犯しているということである。軍備の水準は原因より結果なのであるから、ただ期待の一般的調和が得られた場合に、根柢にある高度の軍備水準への欲求が克服されるかもしれないのである。「ただ武器を使用しようという欲望が著しく変えられる時に、武器を所有しようとする欲望が、基本的に影響をうけることになるだろう。」(p. 226)

五

戦争のない世界の構築のために、これまでも、国際的權威(世界政府、世界連邦)、国際法および国際世論のそれぞれを基礎と

した平和の構想が提唱されてきた。だが、現実には、それらはおの、その欠点や無力さが目立つ構想でもあった。

第九章「權威」では、国際制度の発展、国際連合体制、「力を欠いた權威」(authority without power)が考察される。ここでは国際秩序について、著者が權威をどのように位置づけているかに焦点を合せて紹介することとする。著者は、国際社会に中央政府的なものを作って、これによって各国の軍事力を統制するという考えには、否定的な見地を明らかにしている。この見地は社会の秩序というものについての一定の見方に基づいている。

著者の見方からすると、国際社会の秩序は、国内社会と同様に、もしそれが安定的でかつ持続的なものであらうとするなら、究極的には強制よりも同意に依拠しなければならない。このような同意の基盤が形成されない限り、国際的中央権力に対する諸国民の抵抗があるだけである。そして、このような抵抗は、他国の動機に対する恐怖が減ずるようになるにつれて、弱まっていくものである。現実の国際関係におけるこのような変化もなしに、中央権力で諸国を抑えようとするのは、「戦争の実際の性格に影響を及ぼすことなしに、国民戦争の名を内戦と変えるだけであろう。相互の安全への欲求が国民国家を駆って主権を放棄させると信ずることは、近代世界におけるネーションの心理——激烈かつ無法な

五千年にわたる交渉によって条件づけられた心理——を無視した幻想である。」(p.256) 国民国家の軍隊よりも強力な国際軍の創出は、他国からの脅威がもっと弱まることを前提としているとみなければならぬ。

このように武力における強化が望みえぬとしたら、「力を欠いた権威」の強化にはどのような道がなお残されているであろうか。著者はこの問題を、権威が尊敬を受ける理由の問題として解明する。そうして、国際権威の強化の道として次のような方向を示唆している。国家間に権威の影響力を増大させるための手段は、尊敬を増大させるための条件づけ、同意を増大させるための代議的団体、そしてより重要な手段、一般世論によって受け容れられるルールの確立である。(「ルールは屢々究極の支配者である」)。

さらに、「力を欠いた権威」が手続によっても強化されることが検討される。要するに、国際的権威の強化は机上の計画や国連憲章の根本的改正などによって得られるものではない。それは「影響力や権威のゆっくりとしているが着実な増大、新分野におけるその活動の漸次的拡大、その決定に対して政府と個人の間に尊重が増加してゆくこと」によってもたらされるものなのである。

(p.267)

これまでの紹介でも既に触れるところがあったが、著者は、国

際秩序形成のために、ルールや原則の明確化あるいは確立の必要を説いたのであった。それではいわゆる法による平和の考えをどのように評価するであろう。第十章「法」は、国際法の発展について概括したの continuing、「戦争に代わる法」、戦後の国際法および国連憲章について考察する。ここで展開されている法についての考えはおよそ以下のようものである。

「法は、それが定められた時ではなく、守られる時に、効力あるものとなる。また法は、法執行の手段を欠いては、戦争に代わりうるものではない。」(p.266) 一九二八年の不戦条約は初めて戦争自体を違法化したといわれているが、この条約によって政治家達がその行動を著しく影響されたかどうか疑わしいし、影響を受けたとしても、必要な場合には抜け道となる例外規定が残されていたのである。法をもって戦争に代えさせようとする考えに対し著者は次のように答える。武力闘争の基本的源泉の多くは、いかなる場合にも、どのような法的手段によって解決されることも殆どなかった。それらの根元は司法的なものではなくて心理的なものである、と。

国際法をより効果的なものにする道として、国際権威の場合と同様の論法で、著者は、包括的な法典の精緻な規定よりも、現実に対応した一群の慣習的規則と慣行を作り上げることを求める。

なぜなら、社会のより原初的形態においては、法のより原初的形態の方がより適当なのである。そして、国際社会が進化し、公衆がそのようなより広い社会の一員としての利益を意識するようになり、国家の行動が効果的に規制されるようになる過程で、「国際法は国家間の法であることを中止する」のである。(p.283)

以上で考察された権威も法も、世論オピニオンから全く独立しているものではない。だが社会的力としての世論を考えた場合、国際社会における世論の役割は実質的に肝要なものである。というのは、この社会では、権威と法が断片的なものであることから、世論は両者を代理しなければならない。ここでは、他の原始的な社会の場合におけると同様に、その内部の世論の圧力によって行為規範が定まっているにすぎないし（行為のルールを明確に規定する立法府の欠如）、唯一の効果的な制裁は全体としての国際世論によってなされる制裁である（強制的権威の欠如）。国際世論は、このようにその果たすべき役割が大きいのであるが、現実の機能はそれに十分応えているわけではない。異なった国民の世論の間には、国内社会におけるよりもより明白に、争いがみられるし、また政府の政策に対する世論の影響力が大きくなってきているとはいえず、このことは政府の見解や行為が世論によって平和的となることを意味しないのである。

世論の政治的機能について、著者は、世論が必ずしも平和獲得に向けて機能するものではないことに注意を喚起する。その政治機能において、世論は、その要求に特定の内容を欠くという重大欠陥をもっているし、さらに世論は、政府よりも好戦的であったり強圧的であったりする。もちろん、好戦的行動へ誤導する愛国主義の歪んだレンズは、少なくともある地域ではその力を失い始めた。だが、現代の状況の曖昧さ——純粋に国内的武力闘争なのか国際戦争なのか、内紛で争っている党派への外からの支援の手段としていかなるものが認められるかが明白でないこと——は、世論に影響せざるをえない。かかる環境においては、世論は、「かつて以上に平和愛好的で情報を知らされ、またより影響力をもっているとしても、それはいかなる効果的影響力をも行使しえないのである。なぜならそれ自身が不明確だからである。」したがって曖昧な武力闘争のこの範疇のなかでは、「歪んだレンズが判断に対し命令し続けている。いかなる明確な原則も認められていないところでは、評価はイデオロギー的あるいは民族的偏好によって支配される傾向にある。」(p.309)

また世論だけが、それ自体で、平和の守護者であると望むのは誤解に基づいている。世論が、有効な行為規約によって導かれかつ凝縮されなければ、無力であることは明らかとなっている。「平

和への願望は平和にとつて全くならぬ影響力もない。原則はそれを実施する世論を欠いては無力である。だが世論も、その唯一の武器である詳細かつ明確な原則を欠いては、等しく望みない。」(p.30) このように、世論の有効な機能にとつても、明確な原則が必要であることを説いて、著者は、新しい原則の創造とその普及・理解がなされた時にも、国の内外の世論が有効な影響力となることを力説する。

以上の考察からも、これまで提唱されてきた平和の構想なり諸方策が、予知しうる将来に達成されえそうもないということが明らかとなった。そこで、第十二章「平和」においては、経験論的方法による分析から導き出された結論——平和獲得のために何が必要とされているかが、要約して述べられている。

戦争行為は文化的に条件づけられている、すなわちそれは社会の産物なのであるから、この行為の規制で究極的に効果的なのは、ネーションの行動がなされている社会すなわち環境における変化である。その変化とは、国内社会のように、定められた規範の違反が常軌を逸したものとみえるような社会が確立されることである。このための手段として考えられているのは、社会の規範的影響力である。この種の相互に認められた規約の機能は、「期待の衝突とその結果として起こる暴力が、決して生じないような方法

で、期待を調和させること」である。国際関係で必要とされるコンセンサスは、国際的相互作用以外の範囲における価値の同一性を必要条件とする原則に関係するものではないし、またそれは必ずしも国家間のなんらかの親密な共同体感覚を要求するものでもない。平和が維持されるのに必要なのは、国家間の相互作用の原則についてのコンセンサスである。

国家間の秩序系の有効性は、国際秩序の信念を全価値体系の最上位に置くことを必要条件としている。これなくして、意見の衝突は国際闘争の原因となるかもしれない。といって、世界社会内でコンセンサスの範囲を個人の権利あるいは国内政治体制にまで及ぼすことは、誰も歓迎しない。この理由から、国内秩序が正規には外からの力による干渉に服さないという原則は肝要なものとして残る。まさに、秩序の原則が必要とされるのは、価値の多様性を守るためなのである。このように述べて、著者は、対立する価値の寛容の必要を説く。「国家内におけると同様国家間の共存は、高度の相互的寛容に依拠している。」万人のために価値の衝突を裁決する便宜的權威の設立が今日受け容れられずあるいは不可能であるとしたら、「その論理的帰結は多様性の事実を受け容れること、そうして他人や他の社会に個人的基準を適用しようとするおこりを放棄することである。したがってその目的は相違を

取り除くことではなくて、相違をもって生活することである。」

(p.315)

以上のような内容をもった本書の論述は、従来提案されてきた平和のための構想や方策に対する批判において、特記すべき論旨を展開しているといえよう。これに類似の批判は、従来ともなかつたわけではない。特にそれは、主として権力論的アプローチからなされてきた。だがこのアプローチは、国家体系を権力の体系あるいは権力追求の体系として一般化する以上、権力間の抑制という方法に回帰したり、また国際権威や国際法による平和を理想主義の夢想として、理論体系から追い払うだけであつた。これに対し著者は、近代法治国家のモデルから安易に構成されたそれらの考案物を、鋭く批判しながらも、権力政治の袋小路から脱するための手段の探究という姿勢を崩さずに、それらの弱点や欠陥、基本的誤りなどを検証しているのである。それは、仮定された一般化理論からの批判ではなくて、現実のネーションの行動の仕方の分析を経てなされた検証である。

著者はこのような分析から出発して、「ネーションの行動様式や行動方法を改良しようとする方法」によつて、より平和な世界の実現を考える。この方法は、確かに著者自身いうように、「労多くして不確実な」ものといえるかもしれない。また後述するよう

な方法論上の問題もある。だが、著者の犀利な論述に接した者には、少なくともこの方法による平和達成の試みが、「軍備の破壊あるいは世界政府の樹立と比較して、魅力少なくまた野心多すぎる」ものにはみえないであろう。

六

以上で本書の内容紹介を終えるが、紹介が本書の論旨を追うことに急で、その着実な実証的研究の面に殆ど触れえなかつた。本書は多くの実証や例証を含んでいる。もとより、これらを個々に検討することは、小稿のよくなしうるところではないし、また私の能力を超えている。なお実証的研究ということで、特筆すべきものに、著者作成による、現代の武力闘争に関する合計七つの表がある。これらは現代の武力闘争——対外戦争からクーデターまでを網羅しており、今後の現代戦研究に資するところ大きいであろう。

さて、本書は現代のナショナルな行動様式、それを起こさせる動機づけ、そしてそれを抑制する因子を鮮かに検討している。だが、本書における現代の武力闘争についての診断と、これに基づいて出された平和達成のための処方箋については問題がないわけではない。既に指摘したところであるが、その最も基本的な問題

は、本書におけるコンフリクト分析の方法にあると考えられる。

コンフリクトの語は、社会科学の用語としては、より広義には紛争や闘争の意味で使われることが一般的である。そして国際紛争の場合、平和の条件の検討は、紛争が武力闘争によって解決されるのを妨ぐための条件の探究にあるといえるであろう。ところで、本書の場合、コンフリクトの勃発がもつばら心理的次元で捉えられていることと、紛争が現象的武力闘争の次元で問題にされ、紛争や闘争自体を発生させる因子の分析が殆どなされていない。

著者も、武力闘争を阻止することが、「根柢にある不平や憤懣」を癒すことなしには、真の解決にならぬことを示唆している。しかし、不平や憤懣がいかなる政治的・経済的背景をもつて発生してくるのかは、およそ真に検討されているとはいえない。そこには、諸国家がなにをめぐって武力闘争を行なうかについての考察はあっても、武力闘争にまでも発展する紛争はいかなる原因で発生し、それはどのようなダイナミックスをもっているかは検討されているとはいえない。この点で、同じく国際社会におけるコンフリクトと平和の問題を扱っても、これを主に、現状維持に対する反逆から生じた対立として捉えたバートン(G. W. Burton, Peace Theory, 1962)の分析と、明白な対照をみせている。

このように、国際紛争自体あるいは政治的・経済的利害の対立

あるいは現状維持に対する反逆が、分析の視野の外へ追放されているのは、根本的には本書の方法論にかかわる問題であるといえる。本書における平和の条件探究の視座は、秩序の維持であり、このことからその分析の重点は、国際体系を維持する上での規範の機能の追求におかれている。かくて、コンフリクトは、もつばら体系の秩序の擾乱として捉えられ、平和は規範の内面化において構想される。著者は、軍備と戦争との関係について、「武器を作り出しているのが戦争」であって、その逆ではないことを強調しているのであるが、この明晰な診断は、戦争を作り出すものが何か、国際紛争をひきおこす因子は何かについて、深く掘り下げた分析を前提としなければ、それは、現実の軍備水準に幻惑された思考法を、真の問題解決の方向へ転じさせることにはならないであろう。また、紛争の解決が、つまるところ「期待の一般的調和」にあるというのは、「抑圧に対する反逆」、「貧困に対する反逆」、「尋常でない困難によって刺激された反逆」などから生じたコンフリクト(バートン、前掲書)については、ただ、それらの反逆を原因とする武力闘争が、今後とも発生するであろうと指摘するにとどまって、国際環境の変化に応じた適応の問題すら視野に入っていないことにならざるをえない。

以上のように、本書におけるコンフリクトの捉え方には問題が

あるように思えるが、先にも述べたように、本書は、現代の戦争と平和の問題について、多くの鋭い観察や示唆に富んだ検討を含んでいる。特に、現代の戦争について、事実を広く集め、分類するという、最も基本的な学問的作業を着実に進めている点で、国際政治の研究のあり方についても学ぶべきところ多いといえよう。

**Evan Luard, CONFLICT AND PEACE
IN THE MODERN INTERNATIONAL
SYSTEM**, Little, Brown and Company 1968,
viii, 343pp.

Hiroshi YOSHIKAWA

Asst Professor of International Politics

Faculty of Law

Hokkaido University of Education

The aim of this work is "to provide a general introduction to international relations, based on a purely empirical approach to the subject." The author argues that study of the psychology and social habits of nations is important in the study of war and peace, asserting that without some such empirical approach to this neglected branch, many of the efforts made to pacify the self-destructive urges of nations will fail in their purpose.

The contents of this book may be divided roughly into three parts. The first one is a general discussion of international system and of the motives of states; the second one is a empirical analysis of conflicts classified into four categories—external wars, frontier conflicts, conflicts in colonial territories, and civil wars; the third one is a critical examination of means for bringing about international order and of schemes for achieving world peace.

The author's empirical approach makes it possible to set out many valuable conclusions. Particularly available are several lists on conflicts in the modern international system.